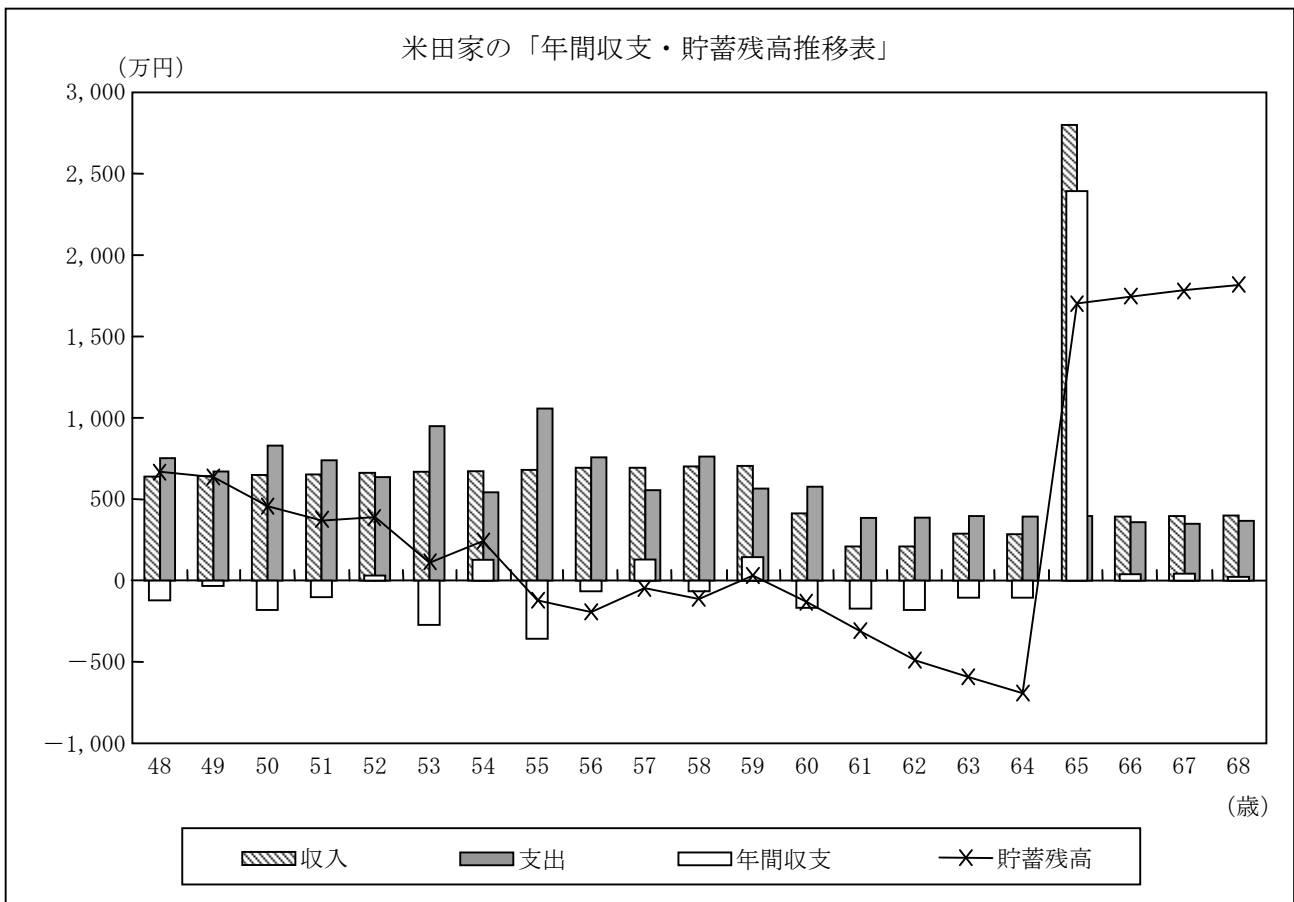


問 1

Y県在住の会社員の米田さん（48歳）は、浪人していた長男が4月から大学生になり安心してはいる半面、長女の大学受験を来年に控え、教育費の負担について不安を感じています。貯蓄残高も減少傾向が続いているため、CFP<sup>®</sup>認定者にキャッシュフローの分析を依頼したところ、次の＜年間収支・貯蓄残高推移表＞のようになることが判明しました。米田さんは55歳から64歳までの貯蓄残高にショックを受け、その対策を検討することにしました。米田家の家計に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

＜年間収支・貯蓄残高推移表＞



## &lt;所得税の速算表&gt;

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## &lt;給与所得控除額の速算表&gt;

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		65万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超	1,000万円 以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円 超		220万円

## &lt;公的年金等控除額の速算表&gt;

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円 未満	70万円
	130万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円

## &lt;住民税の速算表&gt;

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%
均等割	1,000円	3,000円

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

(問題 1)

(設問A) 米田さんは、現状を把握するため、下表の平成29年分の給与等の見込みデータを基に、給与収入から平成29年中に給与天引きされた社会保険料の額、および平成29年分の給与所得に対して課税される所得税ならびに住民税の額を控除した手取り金額を算出することとした。米田さんの平成29年における給与収入の手取り金額(社会保険料、所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。

○米田さんの平成29年分の給与収入等の状況

① 平成29年分の給与収入	6,300,000円
② 平成29年中の給与収入から徴収された社会保険料	894,000円
③ 平成29年分の給与所得に対する所得税	*****円
④ 平成29年分の給与所得に対する住民税	*****円
⑤ 給与収入の手取り金額(=①-②-③-④)	*****円

※問題作成の都合上、一部「\*\*\*\*\*」で表示している。

○所得控除(上記②の社会保険料控除の金額を含む)

- ・ 所得税に係る所得控除 2,800,000円
- ・ 住民税に係る所得控除 2,500,000円

※上記以外の事項は考慮しないものとする。

1. 4,749,500円
2. 5,117,000円
3. 5,121,000円
4. 5,147,000円

## (問題2)

(設問B) 米田さんは、定年時の貯蓄残高がそれほど多くないことから、退職一時金についても試算をすることにした。以下のとおりに退職一時金が支給された場合、米田さんの退職一時金の税引後の手取り金額（所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

- ① 勤務先から支給される退職一時金の支給額 2,500万円  
 ② 勤続年数 32年4ヵ月（勤続年数には職務上のケガによる休職期間6ヵ月が含まれている）  
 ※「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出するものとする。  
 ※過去に退職金の支給を受けたことはなく、役員として勤務した期間はないものとする。  
 ※障害者になったことに基因する退職ではないものとする。

1. 23,815,000円
2. 24,032,500円
3. 24,137,500円
4. 24,242,500円

## (問題3)

(設問C) 米田さんは住宅ローンの繰上げ返済の原資とするため、以下の資産の譲渡を検討している。これらの資産を平成29年中に以下のとおり譲渡した場合、米田さんの平成29年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

資産の種類	譲渡に係る収入金額	譲渡費用	取得費	取得年月
金地金	500万円	—	200万円	平成18年2月
ゴルフ会員権	170万円	10万円	290万円	平成10年9月

1. 60万円
2. 85万円
3. 120万円
4. 125万円

## (問題4)

(設問D) 米田さんの妻は、保険を見直しても適切な保障が確保されるのか検討している。仮に夫の米田さんが55歳で死亡した場合、妻が受け取ることのできる死亡保険金は以下のとおりである。これらの保険金を妻が受け取った場合、その年における妻の所得税の課税総所得金額として、正しいものはどれか。

内容	HL定期保険	HM定期保険	HN医療保険
保険契約者(保険料負担者)	妻	妻	夫
被保険者	夫	夫	夫
契約年月	平成9年6月	平成12年1月	平成22年6月
死亡保険金の額	500万円	1,000万円	300万円
支払保険料の総額	44万円	78万円	100万円
保険料の支払方法	月払い	年払い	月払い

※死亡保険金はすべて一時金で支払われるものとする。

※支払保険料の総額は、収入を得るために支出した金額とされる保険料の総額である。

※いずれの保険も特約を付帯していない。

※妻の所得控除額は80万円とし、他に所得はないものとする。

1. 584万円
2. 609万円
3. 664万円
4. 684万円

## (問題5)

(設問E) 米田さんの妻は現在専業主婦だが、もしも夫が死亡した場合にはパートで働くつもりである。仮に妻が50歳のときに夫が死亡してパートで働き始めた場合の妻の収入等が以下のとおりである場合、その年における妻の手取り金額(社会保険料および所得税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。

## ① 収入

- |          |            |
|----------|------------|
| ・ 遺族厚生年金 | 1,300,000円 |
| ・ 給与収入   | 1,800,000円 |

## ② 控除

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| ・ 所得控除額 | 920,000円 (うち社会保険料27万円) |
|---------|------------------------|

1. 2,792,000円
2. 2,822,000円
3. 3,062,000円
4. 3,092,000円

## 問2

柴田さんは以前からビル2棟を所有しており、その全室を賃貸の用に供しています。この賃貸ビルの不動産所得に係る所得税等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、柴田さんには不動産所得以外の所得はありません。

## (問題6)

(設問A) 柴田さんが平成29年中に賃借人から受け取った家賃等の金額が以下のとおりである場合、柴田さんの平成29年分の不動産所得の金額の計算上、総収入金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、賃料等の収入時期については、所得税法の原則的な取扱いにより計上するものとする。

物件名	受け取った家賃の金額(注1)	前年末における未収金額(注1)	当年末における未収金額(注1)	備考
ビルA	1,200万円	60万円	40万円	(注2)(注3)
ビルB	1,600万円	0円	110万円	(注4)

(注1) 賃借人とはすべて建物賃貸借契約を締結しており、その契約において家賃の支払日が定められている。未収金額とは、前年または当年の年末までに支払日の到来した家賃のうち、それぞれの年末において未収となっているものをいう。

(注2) 受け取った家賃の金額のほかに、保証金160万円(契約開始時に20%を償却し、残額は退去時に返還する)の入金があった。

(注3) 前年末における未収金額60万円については、平成29年中にすべて回収されており、受け取った家賃の金額の中に含まれている。

(注4) 受け取った家賃の金額のほかに敷金80万円(全額退去時に返還する)、更新料30万円(全額返還しない)の入金があった。

1. 2,890万円
2. 2,952万円
3. 3,032万円
4. 3,160万円

**(問題7)**

(設問B) 柴田さんは、不動産賃貸に関する必要経費について調べてみた。柴田さんの不動産所得の金額の計算上の必要経費の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 賃貸用不動産の所有者が、その一部を無償で親族に貸し付けている場合、その無償で貸し付けている部分に係る固定資産税は、必要経費に算入できない。
2. 賃貸用不動産の取得に要した借入金の利子のうち、土地の取得に係る部分の金額については、必要経費に算入できない。
3. 貸付けの用に供している建物に係る地震保険料は、地震保険料控除の適用対象となるため、必要経費に算入できない。
4. 賃借人を募集中の場合、空室となっている期間のその空室部分に係る減価償却費は、必要経費に算入できない。

**(問題8)**

(設問C) 柴田さんのビルの賃貸は事業的規模の形式的要件を満たしており、所得税の申告は以前から青色申告により行っている。不動産の貸付けが事業的規模である場合と事業的規模でない場合との取扱いの差異に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 不動産所得の計算上生じた損失の金額を他の所得と損益通算するためには、不動産の貸付けが事業的規模でなければならない。
2. 不動産所得について青色申告特別控除の適用を受けるためには、不動産の貸付けが事業的規模でなければならない。
3. 減価償却資産の償却方法について法定償却方法以外の償却方法を選定するためには、不動産の貸付けが事業的規模でなければならない。
4. 賃貸用固定資産の取壊し、除却などの資産損失は、不動産の貸付けが事業的規模で行われていない場合には、その年分の資産損失の額を差し引く前の不動産所得の金額を限度として必要経費に算入される。



## (問題9)

(設問D) 柴田さんの平成30年におけるビル賃貸業の予想収支等が以下のとおりである場合、平成30年分のビル賃貸業に係る税引後のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。なお、所得税および住民税の金額は、所得控除を考慮せずに不動産所得の金額の25%として計算し、実際の納税の時期にかかわらず平成30年分の支出に含めて計算するものとする。

・ 家賃収入金額	3,000万円
・ 固定資産税	538万円
・ 減価償却費	842万円
・ 借入金に係る元金返済額	1,200万円
・ 借入金に係る利子支払額	200万円
(このうち40万円は土地の取得に係る部分の金額である)	
・ 平成30年分として支払うその他必要経費の金額	155万円
・ 青色申告特別控除額	65万円

※未収、未払、前受、前払といった経過勘定項目は発生していないものとする。

1. 542万円
2. 557万円
3. 597万円
4. 607万円

## (問題10)

(設問E) 柴田さんの知人で、個人で不動産賃貸業を営んでいる唐沢さんは、平成29年は消費税の課税事業者となる。唐沢さんの平成29年分の不動産賃貸に係る損益等の状況は以下のとおりである。消費税の簡易課税制度が適用される場合、唐沢さんが納付すべき消費税の金額として、正しいものはどれか。なお、本設問における「消費税」とは、国税である消費税6.3%および地方消費税1.7%のことをいう。

	項目	金額
総収入金額	店舗の賃貸収入	1,620万円
	住宅の賃貸収入	810万円
必要経費	課税仕入に係る経費の金額	540万円
	非課税仕入に係る経費の金額	1,377万円

※上表中の金額のうち、消費税が課税されるものについては税込み表示としている。

1. 1,080,000円
2. 720,000円
3. 648,000円
4. 600,000円

## 問3

飯田さんは、平成29年2月まで勤めていた会社を退職し、平成29年3月から個人で物品販売業を開始しました。飯田さんの平成29年分の事業所得に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、平成29年分の事業所得の金額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

## (問題11)

(設問A) 飯田さんの開業に伴う税務上の届出等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 飯田さんが、開業した平成29年分の所得税の申告を青色申告により行おうとする場合は、「所得税の青色申告承認申請書」を業務開始から2ヵ月以内に提出しなければならない。
2. 飯田さんが、青色事業専従者となる者に支給する給与を開業した平成29年3月分から必要経費とする場合は、「青色事業専従者給与に関する届出書」を平成29年2月末までに提出しなければならない。
3. 給与の支給人員が常時10人未満である場合は、源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができ、飯田さんはその適用を受けようとする月までに「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出しなければならない。
4. 減価償却資産の償却方法について、開業した平成29年から法定償却方法以外の方法を選択する場合は、飯田さんは平成29年12月末までに「減価償却資産の償却方法の届出書」を提出しなければならない。

## (問題 1 2)

(設問B) 飯田さんは、物品販売業を行うに当たり、生計を一にする専業主婦の妻の所有する建物を倉庫として使用し、その使用料を妻に支払っている。妻が所有する建物等の状況が以下のとおりである場合、飯田さんの平成29年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費となる金額として、正しいものはどれか。

項目		金額 (注1)
倉庫用建物に係る支出	妻に支払った賃借料	45万円
	妻が支払った固定資産税	100万円
倉庫用建物に係る減価償却費		50万円
妻の母(生計別)に支給した給与(注2)		90万円

(注1) 上記金額は、平成29年分の事業期間に対応するものである。

(注2) 青色事業専従者給与に関する届出書は提出していない。

1. 150万円
2. 190万円
3. 240万円
4. 285万円

(問題 13)

(設問C) 飯田さんは、配達用に中古の軽自動車を購入した。その購入価額、償却率、経過年数等は以下のとおりである。飯田さんの平成29年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、当該中古車の取得後の使用可能年数の見積もりは困難であり、省令において定められた簡便な計算方法によるものとする。また、飯田さんは車両運搬具（軽自動車）の減価償却方法についての届出は行っておらず、法定償却方法によるものとする。

- ・ 中古車の購入価額 100万円
- ・ 中古車の購入月（同月から事業の用に供した） 平成29年7月
- ・ 経過年数 2年
- ・ 軽自動車の法定耐用年数 4年
- ・ 償却率

耐用年数	定額法	定率法
2年	0.500	1.000
3年	0.334	0.667
4年	0.250	0.500

1. 125,000円
2. 167,000円
3. 250,000円
4. 500,000円

## (問題 1 4)

(設問D) 飯田さんは、平成29年3月に複写機1台を購入し、その日から事業の用に供している。購入した複写機に関する資料が以下のとおりである場合、飯田さんの平成32年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、飯田さんは、器具備品(複写機)の償却方法について定率法を選択し届け出ており、本設問は(問題13)との関連はないものとする。また、計算過程および計算結果において、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

## &lt;複写機に関する資料&gt;

資産名	取得年月	法定耐用年数	取得価額	平成31年末の未償却残高
複写機	平成29年3月	5年	480,000円	115,200円

## &lt;減価償却に関する資料&gt;

耐用年数	定率法償却率	改定償却率	保証率
5年	0.400	0.500	0.10800

1. 46,080円
2. 51,840円
3. 57,600円
4. 115,199円

## 問4

譲渡所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題15)

(設問A) 会社員の別所さんは、自家用車を購入する際の頭金の一部に充てるために平成29年中に以下の資産を売却した。別所さんの平成29年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

資産名	取得年月	取得価額	譲渡価額	譲渡費用
宝石	平成27年1月	35万円	55万円	2万円
水墨画	平成 6年7月	20万円	95万円	0円

(注) 上記売却資産の譲渡価額は、すべて時価である。

1. 215,000円
2. 305,000円
3. 325,000円
4. 430,000円

## 問5

給与所得者に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題16)

(設問A) 長谷川さんは株式会社MSの取締役である。平成29年中に長谷川さんがMS社から受け取った給与等の金額が以下のとおりである場合、長谷川さんの平成29年分の所得税の計算上、給与所得の収入金額として、正しいものはどれか。

項目	金額	備考												
役員報酬	6,000,000円	・ 毎月500,000円が支給されている。												
役員賞与	500,000円	・ 7月に支給されている。												
通勤手当	180,000円	・ 電車を利用し、1ヵ月当たりの通勤用定期乗車券として、15,000円が支給されている。 ・ 合理的な運賃等の額(注)であり、通常必要と認められるものである。												
宿泊手当	30,000円	・ 職務上の出張に際し通常必要とされる費用で、旅費規程に基づき宿泊費等として、2泊分支給を受けたものである。												
保険料	240,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の養老保険の年間の保険料である。</li> <li>・ この養老保険は、役員のみを被保険者の対象としている。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>保険契約者</td> <td>株式会社MS</td> </tr> <tr> <td>被保険者</td> <td>長谷川さん</td> </tr> <tr> <td>保険料負担者</td> <td>株式会社MS</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>月額20,000円(月払い)</td> </tr> <tr> <td>死亡保険金の受取人</td> <td>長谷川さんの遺族</td> </tr> <tr> <td>生存保険金の受取人</td> <td>長谷川さん</td> </tr> </tbody> </table>	保険契約者	株式会社MS	被保険者	長谷川さん	保険料負担者	株式会社MS	保険料	月額20,000円(月払い)	死亡保険金の受取人	長谷川さんの遺族	生存保険金の受取人	長谷川さん
保険契約者	株式会社MS													
被保険者	長谷川さん													
保険料負担者	株式会社MS													
保険料	月額20,000円(月払い)													
死亡保険金の受取人	長谷川さんの遺族													
生存保険金の受取人	長谷川さん													

(注)「合理的な運賃等の額」とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路または方法による運賃または料金の額をいう。

1. 6,240,000円
2. 6,500,000円
3. 6,740,000円
4. 6,770,000円



## 問6

リタイア後に生じる所得等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## ＜公的年金等控除額の速算表＞

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円 未満	70万円
	130万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円

## ＜所得税の速算表＞

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## (問題 17)

(設問A) 若杉さんが67歳となる平成30年中に受け取る保険金等は以下のとおりである。この場合における若杉さんの平成30年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

○生命保険会社からの受取額

- ・ RE生命保険会社からの養老保険(注)の満期保険金の受取額 5,000,000円  
(上記の受取額に対する必要経費 4,100,000円)

(注) 保険期間20年で、保険料は年払いであった。

- ・ RF生命保険会社からの個人年金保険の年金方式による受取額 2,500,000円  
(その年分に対する必要経費 2,100,000円)

※保険料はいずれも若杉さんが負担していた。

○公的年金の収入金額 3,200,000円

※老齢基礎年金および老齢厚生年金の合計額である。

なお、若杉さんには、上記以外の所得はないものとする。

1. 2,600,000円
2. 2,800,000円
3. 2,850,000円
4. 3,300,000円

## (問題 18)

(設問B) 荒木さんは28歳で大学院を卒業すると同時に、初めての就職先として平成25年4月1日に株式会社RA社に就職し、同時にRA社の取締役就任した。その後、荒木さんは平成29年9月30日にRA社を退職し、平成29年10月に以下のとおり退職一時金を受け取った。この場合における荒木さんの退職所得の金額として、正しいものはどれか。

支払者	金額	役員就任期間
RA社	280万円	平成25年4月1日～平成29年9月30日

※障害者になったことに基因する退職ではない。

1. 40万円
2. 80万円
3. 120万円
4. 280万円

## (問題19)

(設問C) 福岡さんの妻(67歳)は、10年前に父から相続した骨董品を所有していたが、これを平成29年7月に譲渡した。福岡さんの妻の平成29年分の収入等が以下のとおりである場合、福岡さんの妻の平成29年分の所得税額として、正しいものはどれか。

○収入等	
・ 遺族厚生年金	620,000円
・ 老齢基礎年金	780,000円
・ 骨董品の譲渡価額	3,300,000円
(骨董品の取得費および譲渡費用	200,000円)
○所得控除額	700,000円

1. 30,000円
2. 40,000円
3. 65,000円
4. 95,000円



## 問7

株式等の譲渡、配当等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題20)

(設問A) 木下さんが平成29年中に支払いを受けた配当等が以下のとおりである場合、木下さんの平成29年分の所得税の確定申告における配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、確定申告不要を選択できるものについてはすべて申告不要を選択するものとする。

銘柄等	配当等の金額 (税引前)	配当等に係る 配当計算期間	備考
株式会社MA	75,000円	6ヵ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場株式</li> <li>平成29年中に左記の金額を受け取っている。</li> </ul>
株式会社MB	60,000円	6ヵ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>非上場株式</li> <li>平成29年中に左記の金額を受け取っている。</li> </ul>
株式会社MC	110,000円	12ヵ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場株式</li> </ul>
株式会社MD	130,000円	12ヵ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>非上場株式</li> </ul>
国内株式 投資信託	150,000円	12ヵ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内の上場株式を投資対象とする投資信託</li> <li>平成28年中に信託を開始し、信託期間は無期限である。</li> <li>収益分配金はすべて普通分配金である。</li> </ul>

※株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はすべて3%未満である。

※配当等の金額から控除する負債の利子はない。

※木下さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座（NISA口座）は有していない。

※平成29年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

※平成29年中に株式等の売買は行っていない。

1. 130,000円
2. 190,000円
3. 340,000円
4. 390,000円

## (問題 2 1)

(設問B) 有馬さんの平成29年分の所得等は以下のとおりである。配当所得についてすべて総合課税により確定申告した場合、有馬さんの平成29年分の所得税における配当控除の金額として、正しいものはどれか。

所得等	金額	備考
配当所得	600,000円	内国法人の非上場株式から生じた剰余金の配当で、少額配当に該当するものはない。
	200,000円	内国法人の上場株式から生じた剰余金の配当である。
	400,000円	国内で取得した外国法人の上場株式から生じた剰余金の配当で、外国所得税が徴収される前の金額である。
給与所得	11,800,000円	
所得控除額	2,500,000円	

1. 35,000円
2. 55,000円
3. 75,000円
4. 95,000円

## (問題 2 2)

(設問C) 西里さんの平成25年から平成29年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。配当所得について申告分離課税により確定申告した場合、西里さんの平成29年分の所得税の計算上、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される損失の金額として、正しいものはどれか。なお、西里さんは、平成25年分の所得税の確定申告以降、継続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、平成24年以前には株式等の取引を行っていないものとする。

	上場株式に係る譲渡所得の金額	上場株式に係る配当所得の金額
平成25年	▲45万円	2万円
平成26年	▲10万円	3万円
平成27年	21万円	4万円
平成28年	11万円	1万円
平成29年	13万円	6万円

※株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。

※少額投資非課税制度による譲渡所得、配当所得は含まれていない。

※上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の金額である。

※上記の取引は、すべて証券会社を経由して行っている。

1. 7万円
2. 10万円
3. 12万円
4. 13万円

## (問題 23)

(設問D) 桑原さんの平成29年中の株式の譲渡等の内容は以下のとおりである。桑原さんの平成29年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては桑原さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。また、桑原さんはこれまでに下記以外の株式等の取引を行っていないものとする。

銘柄	区分	取得日	譲渡日	譲渡価額	左記に対応する 取得費等	備考
A株式	上場	平成26年 2月4日	平成29年 9月15日	280万円	320万円	(注1)
B株式	上場	平成23年 5月10日	平成29年 3月17日	450万円	360万円	(注2)
C外国債券	上場	平成28年 7月21日	平成29年 6月23日	200万円	230万円	(注3)

(注1) 桑原さんは、従前からA証券会社にA特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、そのA特定口座でA株式の取引を行っている。なお、本年中にA特定口座で行われた取引はA株式の譲渡のみである。

(注2) 桑原さんは、従前からB証券会社にB特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、そのB特定口座でB株式の取引を行っている。なお、本年中にB特定口座で行われた取引はB株式の譲渡のみである。

(注3) C外国債券は特定公社債に該当し、C証券会社にC特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設して購入したものである。

1. 90万円
2. 60万円
3. 50万円
4. 20万円



## (問題 2 4)

(設問E) 明石さんの平成29年中の上場株式の譲渡等の内容は以下のとおりである。明石さんの平成29年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、明石さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。

<平成29年中の株式の譲渡の内容>

銘柄	区分	譲渡日	数量	単価	譲渡価額	取得費	譲渡費用
D株式	譲渡	平成29年 9月29日	4,000株	600円	2,400,000円	<資料> のとおり	10,000円

<資料：D株式の取引の状況>

取引日	区分	数量	単価	収入金額	支払金額
平成21年 2月 5日	取得	1,000株	560円	—	560,000円
平成23年 3月 8日	取得	3,000株	540円	—	1,620,000円
平成26年 6月 4日	譲渡	2,000株	560円	1,120,000円	—
平成28年11月29日	取得	3,000株	580円	—	1,740,000円

※<資料>中の単価および支払金額は手数料を含んだ金額である。

※明石さんは、証券会社の一般口座で上記の株式の譲渡等を行っており、上記以外の株式の取引は行っていないものとする。

1. 110,000円
2. 118,000円
3. 126,000円
4. 150,000円



## 問 8

居住用の土地および建物の譲渡所得に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題 2 5)

(設問A) 辻さんの母は平成27年3月に死亡した。辻さんは母が生前に住んでいた居住用財産(土地と建物)を相続により取得した後、平成29年10月に売却し、「被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特例(3,000万円の特別控除の特例)」(以下「本特例」という)の適用を受けようと考えている。本特例の適用要件に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢において、適用を受けるための他の要件はすべて満たしているものとする。

1. 相続開始の直前において、母が一人暮らしでなければ、本特例を適用できない。
2. 土地と建物は、相続した時から売却の時まで、居住用、貸付用、事業用のいずれかの用途に使っている場合には、本特例を適用できない。
3. 相続した時に一定の耐震基準を満たしていない場合であっても、売却する時まで耐震リフォーム等を行い、一定の耐震基準を満たせば、本特例を適用できる。
4. 昭和56年5月31日以前に建築された建物であれば、分譲マンションでも本特例を適用できる。

(問題 26)

(設問B) 最上さん(80歳)は、所有する土地および建物(以下「マイホーム」という)を平成29年11月に売却した。マイホームの売却に関する資料は以下のとおりである。最上さんのマイホームの譲渡に係る所得税および住民税の金額として、正しいものはどれか。なお、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除および軽減税率の適用要件は満たしており、これらの適用を受けるものとする。また、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

<最上さんのマイホームの売却に関する資料>

取得年月	昭和62年12月	購入価額	土地	500万円
			建物(木造)	2,000万円
譲渡年月	平成29年11月 (取得年月から譲渡年月までの経過年数30年)	譲渡価額(土地および建物)		4,000万円
		譲渡費用(注)		130万円
譲渡所得に対する税率 (課税長期譲渡所得が6,000万円以下の金額)		所得税		10%
		住民税		4%

(注) 譲渡費用は譲渡年において現金で支払ったものである。

<参考:「建物の取得費」の計算のしかた>

○「建物の取得費」の計算のしかた

① 建物の購入価額	2,000万円
② 建物の減価償却費相当額 (下記「建物の償却費相当額」の計算のしかたを参照)	***万円
③ 建物の取得費(=①-②)	***万円

○「建物の償却費相当額」の計算のしかた

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(建物の購入価額)} & & \text{(償却率)} & & \text{(経過年数)} & & \text{(建物の償却費相当額)} \\
 2,000\text{万円} & \times & 0.9 & \times & *** & \times & ***\text{年} = \quad ***\text{円}
 \end{array}$$

○非業務用建物(居住用)の償却率

区分	木造	木造モルタル
償却率	0.031	0.034

※問題作成の都合上、一部「\*\*\*」で表示している。

1. 0円
2. 61,600円
3. 288,400円
4. 4,261,600円

## 問9

外貨建て預金に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題27)

(設問A) 馬場さん(非永住者以外の居住者)は、国内の銀行でQAとQZの2種類の通貨の外貨定期預金(為替予約なし)に預入れをしていたが、平成29年中にQA定期預金には為替差益が、QZ定期預金には為替差損が生じた。外貨預金の為替差損益と受取利息に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、これらの定期預金の受取利息はいずれも国内において源泉徴収されるものであり、かつ、外国所得税額が課されるものではない。

1. 為替差益と為替差損が相殺され、為替差損の方が大きい場合には、相殺後の差額は受取利息と損益通算され、なお損失があれば切捨てとなる。
2. 為替差益と為替差損が相殺され、為替差損の方が大きい場合には、相殺後の差額は切り捨てられ、受取利息は利子所得として総合課税される。
3. 為替差益と為替差損は相殺されず、為替差損は切り捨てられ、為替差益は雑所得として総合課税され、受取利息は20%(所得税15%、住民税5%)の税率で源泉分離課税される。
4. 為替差益と為替差損が相殺され、為替差益の方が大きい場合には、相殺後の差額は雑所得として総合課税され、受取利息は20%(所得税15%、住民税5%)の税率で源泉分離課税される。

## 問10

損益通算に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題28)

(設問A) 山根さんの平成29年分の各種所得の金額等が以下のとおりである場合、山根さんの平成29年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

所得の種類	金額	備考
事業所得	270万円	
不動産所得	▲320万円	必要経費には、土地の取得に要した負債利子は含まれていない。
譲渡所得	▲40万円	営業用車両の売却による損失である。
一時所得	160万円	生命保険契約の解約による所得である。

1. 10万円
2. 35万円
3. 55万円
4. 70万円

問 1 1

所得税の所得控除に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		65万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超	1,000万円 以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超		220万円

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円 未満	70万円
	130万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+ 155.5万円
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+ 155.5万円

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

配偶者の合計所得金額		控除額
380,001円 以上	400,000円 未満	380,000円
400,000円 以上	450,000円 未満	360,000円
450,000円 以上	500,000円 未満	310,000円
500,000円 以上	550,000円 未満	260,000円
550,000円 以上	600,000円 未満	210,000円
600,000円 以上	650,000円 未満	160,000円
650,000円 以上	700,000円 未満	110,000円
700,000円 以上	750,000円 未満	60,000円
750,000円 以上	760,000円 未満	30,000円
760,000円 以上		0円

## &lt;所得税の速算表&gt;

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## (問題29)

(設問A) 湯本さんが平成29年中に支払った医療費等が以下のとおりである場合、湯本さんの平成29年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、その年分の医療費控除の金額が最も多くなるように計算すること。

治療等を受けた者	内容	平成29年中における支払金額	備考
湯本さん	骨折による入院費	120,000円	加入している傷害保険から入院給付金88,000円を受け取った。
	薬局で購入した薬代	75,000円	全額が特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)に該当するものである。
妻	風邪の治療費	15,000円	
長男	虫歯の治療費	32,000円	

※妻は湯本さんと同居し生計を一にしている。長男は湯本さんと生計を一にしているが、大学生で他県にて下宿している。

※湯本さんの平成29年分の総所得金額等は800万円である。

※湯本さんは、平成29年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行っている。

1. 54,000円
2. 63,000円
3. 75,000円
4. 142,000円



(問題30)

(設問B) 小山さんが契約している生命保険の内容と平成29年中に支払った保険料は以下のとおりである。小山さんの平成29年分の所得税に係る生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、その年分の生命保険料控除額が最も多くなるように計算すること。

保険金等の受取人	生命保険契約等	支払保険料の金額
小山さん	(旧契約) 生命保険契約	80,000円
小山さん	(新契約) 個人年金保険契約	36,000円
妻	(旧契約) 個人年金保険契約	44,000円
父	(新契約) 介護医療保険契約	50,000円

※小山さんは妻と同居し生計を一にしているが、父とは別生計である。

※平成29年中に保険契約の新規加入や更新等を行っていない。

<所得税の生命保険料控除額>

(1) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
25,000円 以下	支払金額
25,000円 超 50,000円 以下	支払金額×1/2 + 12,500円
50,000円 超 100,000円 以下	支払金額×1/4 + 25,000円
100,000円 超	50,000円

(2) 平成24年1月1日以降に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
20,000円 以下	支払金額
20,000円 超 40,000円 以下	支払金額×1/2 + 10,000円
40,000円 超 80,000円 以下	支払金額×1/4 + 20,000円
80,000円 超	40,000円

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 85,000円
2. 90,000円
3. 112,500円
4. 117,500円

## (問題31)

(設問C) 山岸さんの家族の構成および平成29年分の収入等は以下のとおりである。この場合における山岸さんの平成29年分の所得税における人的控除(基礎控除を含む)の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は全員山岸さんと同居し生計を一にしている。

続柄	年齢	備考
本人	49歳	株式会社PAに勤務する会社員で、給与収入は年間850万円であった。
妻	46歳	パートによる給与収入は年間122万円であった。
長女	20歳	大学2年生。アルバイトによる給与収入は年間72万円であった。
長男	17歳	高校2年生。収入なし。
母	73歳	公的年金による収入は年間114万円であった。

※平成29年12月末時点の現況である。

※障害者・特別障害者に該当する者はいない。

1. 197万円
2. 208万円
3. 218万円
4. 243万円

問 1 2

所得税の計算に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		65万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円 超	1,000万円 以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超		220万円

## (問題32)

(設問A) 天野さんは、平成29年3月にそれまで勤めていた会社を退職し、平成29年4月より個人事業を開業した。天野さんの平成29年における所得等が以下のとおりである場合、天野さんの平成29年分の所得税額として、正しいものはどれか。なお、先物取引に係る課税雑所得等の金額に対する税率は15%とする。

所得の区分	金額		備考
	収入金額		
給与所得	収入金額	350万円	
退職所得	収入金額	720万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤続年数は15年である。</li> <li>障害者になったことに基因する退職ではない。</li> <li>過去に退職金の支給を受けたことや役員として勤務した期間はない。</li> <li>「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。</li> </ul>
事業所得	売上高	570万円	個人事業に係るものである。
	必要経費	630万円	
雑所得	収入金額	120万円	外国為替証拠金取引に係る所得で、前年以前の取引はない。
	必要経費	90万円	

※天野さんの所得控除の金額は100万円である。

※天野さんは、65万円の青色申告特別控除の適用を受ける要件を満たしている。

1. 170,000円
2. 138,500円
3. 108,500円
4. 78,500円

問13

住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題33）

（設問A）共働きの会社員である橋口さんと妻の美香さんは、平成29年12月に新築マンションを購入した後、直ちに居住した。橋口さん夫妻が購入したマンションおよび取得資金の内訳等が以下のとおりである場合、橋口さん夫妻の平成29年分の所得税の計算上、確定申告により受けられる住宅ローン控除の金額の合計額として、正しいものはどれか。

＜橋口さん夫妻が購入したマンションの概要＞

床面積 75 m<sup>2</sup>（すべて居住用である）

取得価額 3,800万円

※認定長期優良住宅および認定低炭素住宅には該当しない。

※橋口さん4/5、美香さん1/5の共有名義で登記をしている。

＜取得資金の内訳＞

調達先等	金額 (注1)	平成29年の 年末借入金残高	返済期間	金利	債務者	備考
自己資金	800万円	—	—	—	—	(注2)
金融機関	2,200万円	2,200万円	30年	2.2%	(注3)	
橋口さん の母	500万円	490万円	12年	1.0%	橋口さん	(注4)
橋口さん の勤務先	300万円	280万円	10年	1.1%	橋口さん	(注5)

(注1) 金融機関、橋口さんの母、橋口さんの勤務先の金額は、当初借入額である。

(注2) 自己資金の内訳は、橋口さん480万円、美香さん320万円である。

(注3) 橋口さんと美香さんの連帯債務であり、登記割合に応じて返済している。

(注4) 公正証書による金銭消費貸借契約を交わしており、契約どおりに返済されている。

(注5) 橋口さんは勤務先の役員ではない。

＜その他＞

- ・平成29年分の年末調整後の所得税額は、橋口さんが25万円、美香さんが4万円である。
- ・住宅ローン控除の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

1. 220,000円
2. 244,000円
3. 248,000円
4. 290,000円

## 問14

株式会社HAの東京本社に勤務する大場さんは、平成29年10月1日から2年間の予定でHA社の米国支店に転勤することになりました。大場さんは、今回の転勤に当たり家族全員を伴って赴任する予定です。大場さんの平成29年分の所得税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、大場さんはHA社の役員ではなく、給与収入以外の収入はありません。

## (問題34)

(設問A) 大場さんの平成29年10月1日以後の収入に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 米国での勤務に基因する給与であっても、日本において支給されるものは日本の所得税が課される。
2. 平成29年12月に支給される賞与の計算期間が平成29年6月1日から平成29年11月30日の場合、日本での勤務に対応する期間の賞与については、日本の所得税が課される。
3. 大場さんが米国赴任後に日本の自宅を賃貸したことにより生じる不動産所得には、日本の所得税が課される。
4. 米国に本店がある銀行の東京支店に大場さんが預け入れた外貨預金の利子には、日本の所得税が課される。

## 問 15

所得税の期限後申告に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題35)

(設問A) 青色申告を行う西岡さんは、所得税の確定申告を申告期限後に行った。申告期限後に申告した場合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 青色事業専従者給与について、その年分の必要経費に算入することができない。
2. その年分の事業所得が赤字の場合であっても、純損失の繰越しができない。
3. 各種所得の金額の計算上、損益通算を行うことができない。
4. 65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができない。

## 問 1 6

消費税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。  
なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいいます。また、解答に当たっては課税期間の納税額が最も少なくなる方法によるものとします。

## (問題 3 6)

(設問A) 個人事業を営む杉山さんは、平成27年7月1日に開業した。消費税に係る課税売上高等が以下のとおりである場合、平成29年分と平成30年分について、杉山さんの課税事業者または免税事業者の判定の組み合わせとして、正しいものはどれか。

年分	期間	課税売上高	給与等の金額
平成27年分	上半期	—	—
	下半期	600万円	480万円
平成28年分	上半期	1,300万円	1,020万円
	下半期	500万円	390万円
平成29年分	上半期	400万円	250万円
	下半期	未定	未定

※上半期とは1月1日から6月30日まで、下半期とは7月1日から12月31日までを指す。

※杉山さんは、開業以来「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことはない。

※「給与等の金額」は所得税法に規定する給与等の支払金額である。

- |           |       |        |       |
|-----------|-------|--------|-------|
| 1. 平成29年分 | 免税事業者 | 平成30年分 | 免税事業者 |
| 2. 平成29年分 | 免税事業者 | 平成30年分 | 課税事業者 |
| 3. 平成29年分 | 課税事業者 | 平成30年分 | 課税事業者 |
| 4. 平成29年分 | 課税事業者 | 平成30年分 | 免税事業者 |

## (問題 3 7)

(設問B) 大下さんは不動産賃貸業を営んでおり、消費税の課税業者に該当する。マンションを賃貸する場合における消費税の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 個人に事務所として賃貸する場合、賃貸料は消費税が非課税であるが、保証金（返還不要なもの）は消費税が課税される。
- 個人に住宅として賃貸する（2年契約）場合、賃貸料は消費税が非課税であるが、敷金（返還するもの）は消費税が課税される。
- 法人に事務所として賃貸する場合、賃貸料は消費税が課税されるが、保証金（返還するもの）は消費税の課税対象とはならない。
- 法人に社宅として賃貸する（2年契約）場合、賃貸料は消費税が課税されるが、敷金（返還するもの）は消費税の課税対象とはならない。



## 問 17

個人事業税および個人住民税（道府県民税と市町村民税のこと、以下「住民税」という）に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題38)

(設問A) 川久保さんは長年勤めた勤務先を退職し、平成28年に個人で広告業を開業した。川久保さんには、そのほかに相続で取得した不動産の貸付けによる収入もある。川久保さんの平成29年分の所得等が以下のとおりである場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。なお、収入金額は全額事業税の課税対象となるものである。また、年の中途での廃業はなく、事業は1年を通して行われているものとする。

所得の種類等	金額	備考
事業所得	▲120万円	
不動産所得	530万円	青色申告特別控除額を控除する前の金額
所得控除額	50万円	

※平成28年に純損失40万円が発生しているが、適正に繰り越されている。

※65万円の青色申告特別控除の適用を受ける要件を満たしている。

※不動産所得ならびに事業所得を生じる事業はいずれも第一種事業に該当する。

1. 7,500円
2. 15,000円
3. 40,000円
4. 60,000円

## (問題39)

(設問B) 吉田さんの平成29年度の住民税における所得控除等が以下のとおりである場合、吉田さんの平成29年度の住民税の所得控除額の合計額として、正しいものはどれか。

- ・ 人的控除以外の住民税の所得控除額 120万円
- ・ 吉田さんと同居し生計を一にする親族の状況
  - 長男(20歳): 大学生 アルバイト収入 30万円
  - 母(72歳): 無職 公的年金収入 100万円
- ・ 吉田さんの平成28年分の給与所得の金額は600万円であり、このほかの収入はない。
- ・ 吉田さんは10年前に夫と死別しているが、その後は再婚していない。

※平成28年12月末時点の現況である。

※障害者・特別障害者に該当する者はいない。

<住民税の人的控除額(一部抜粋)>

	区分	控除額
扶養控除	一般の扶養親族	33万円
	特定扶養親族	45万円
	老人扶養親族	38万円
	同居老親等	45万円
寡婦(寡夫)控除	本人が寡婦または寡夫	26万円
	特定の寡婦	30万円

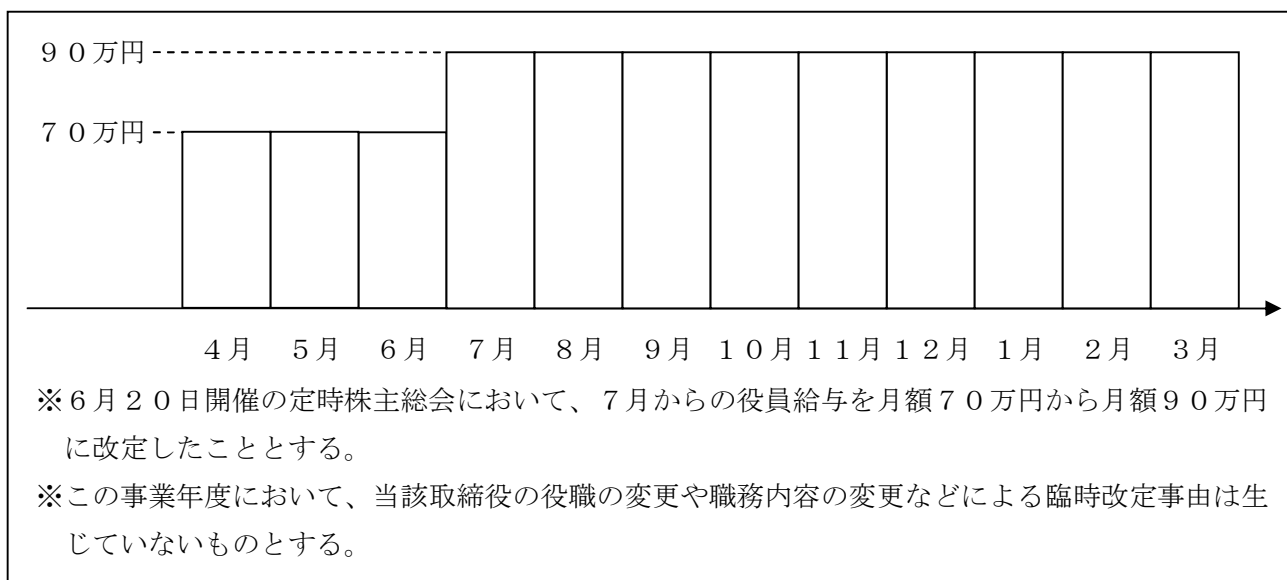
1. 236万円
2. 240万円
3. 243万円
4. 269万円

問18

以前から個人で古物商を営んできた杉野一夫さんは、通信販売による売上げが順調に拡大していることから、法人成りを検討するようになりました。杉野さんの事業に係る税務等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題40)

(設問A) 仮に会社設立後のある事業年度(4月1日から翌年3月31日までの12ヵ月とする)において、会社が代表取締役である杉野さんに対して毎月25日に以下のとおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。また、解答に当たっては、損金不算入とすべき金額が最も少なくなるように計算すること。



1. 0円
2. 700,000円
3. 1,600,000円
4. 1,800,000円

## (問題 4 1)

(設問B) 杉野さんが設立する予定のHS株式会社の株主構成が以下のとおりである場合、法人税法上の株主の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、HS社は委員会設置会社には該当しないものとする。

株主氏名	役職	持株割合	備考
杉野一夫	代表取締役	70%	
広尾恵一	取締役兼営業部長	10%	杉野一夫の友人
工藤友之	取締役兼経理部長	10%	杉野一夫の妹(工藤恭子)の夫
杉野聡子	経理課長	5%	杉野一夫の妻
工藤恭子	従業員(役職なし)	5%	杉野一夫の妹

※杉野聡子および工藤恭子は、いずれもHS社の経営に従事しないものとする。

※いずれも普通株式の発行であり、議決権は各株式均等に付与されるものとする。

1. 広尾恵一は、法人税法上の使用人兼務役員である。
2. 工藤友之は、法人税法上の使用人兼務役員である。
3. 杉野聡子は、法人税法上のみなし役員ではない。
4. 工藤恭子は、法人税法上のみなし役員ではない。

## (問題 4 2)

(設問C) 法人税と所得税の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 青色申告法人は、欠損金を翌年以降最長9年間繰り越すことができるが、青色申告を行う個人の純損失の繰越控除期間は最長3年間である。
2. 法人の交際費等については、その支出額の全額が損金になるとは限らないが、個人事業における交際費等については、事業に必要なものであればその全額を必要経費に算入することができる。
3. 法人は、代表取締役と生計を一にする親族が事業に従事していれば、その親族に給与を支給して損金に算入することができるが、個人事業者は、生計を一にする親族に給与を支給して必要経費に算入する場合、その親族は事業に専従していなければならない。
4. 法人は、代表取締役に支給した退職金のうち全額が損金に算入できるとは限らないが、個人事業者は、事業主に支給した退職金の全額を必要経費に算入することができる。

## 問19

株式会社R Oは製造業を営む資本金1,000万円の法人で、期中における増減資はなく、株主がすべて個人の1年決算法人です。R O社等の法人税に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、R O社の当期は平成29年1月1日から平成29年12月31日までであり、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しています。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

## (問題43)

(設問A) 当期における接待交際費勘定および販売促進費勘定の内訳は以下のとおりである。当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

## 【当期において損金経理により交際費勘定に計上した金額】

・ 得意先への見本品の贈答費用	2,400千円
・ 当社の新製品の展示会に得意先を招待した費用 (この招待に係る交通費等であり、通常要する費用である)	600千円
・ 得意先役員を旅行に招待した費用	2,350千円
・ 得意先の役員と意見交換をした際に支出した飲食費の額 (会議としての実体はない。参加人数5人)	20千円
・ 仕入先と飲食店で会食した際に支出した飲食費の額 (参加人数6人)	36千円
・ その他税務上、接待交際費として認められる金額	7,500千円

※飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている。

## 【当期において損金経理により販売促進費勘定に計上した金額】

・ 商品を購入した一般消費者を対象として抽選で旅行に招待した費用	2,800千円
----------------------------------	---------

1. 1,886千円
2. 2,486千円
3. 4,706千円
4. 4,906千円

## (問題 4 4)

(設問B) 当期における減価償却資産の取得状況等は以下のとおりである。これらの資産に係る減価償却費について当期の法人税額が最も少なくなるように計算した場合、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、R O社は減価償却方法についての届出は行っていないものとし、特別償却は考慮しないものとする。

勘定科目	種類	取得価額	当期償却費	法定耐用年数	備考
建物	事務所用建物	30,000千円	828千円	22年	(注1)
建物附属設備	電気設備	2,000千円	266千円	15年	
車両運搬具	軽自動車	600千円	600千円	4年	(注2)

(注1) 事務所用建物および電気設備は当期7月1日に取得し、同日より事業の用に供している。

(注2) 軽自動車は当期8月1日に取得し、同日より事業の用に供している。

## &lt;償却率等&gt;

耐用年数	定額法	定率法	改定償却率	保証率
4年	0.250	0.500	1.000	0.12499
15年	0.067	0.133	0.143	0.04565
22年	0.046	0.091	0.100	0.03182

1. 337千円
2. 746千円
3. 812千円
4. 874千円

## (問題45)

(設問C) RO社の同業他社である株式会社RT(資本金1,000万円)の課税所得の推移が以下のとおりである場合、RT社が第11期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、RT社は株主がすべて個人の1年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について青色申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	繰越控除前の課税所得金額
第1期	平成18年7月1日～平成19年6月30日	▲4,000,000円
第2期	平成19年7月1日～平成20年6月30日	▲1,200,000円
第3期	平成20年7月1日～平成21年6月30日	▲1,600,000円
第4期	平成21年7月1日～平成22年6月30日	1,300,000円
第5期	平成22年7月1日～平成23年6月30日	600,000円
第6期	平成23年7月1日～平成24年6月30日	1,000,000円
第7期	平成24年7月1日～平成25年6月30日	▲800,000円
第8期	平成25年7月1日～平成26年6月30日	900,000円
第9期	平成26年7月1日～平成27年6月30日	700,000円
第10期	平成27年7月1日～平成28年6月30日	1,100,000円
第11期	平成28年7月1日～平成29年6月30日	2,600,000円

1. 800,000円
2. 1,300,000円
3. 1,800,000円
4. 2,000,000円





## 問20

役員と法人の取引に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題46)

(設問A) 株式会社PBの取締役である露木さんは、平成29年中に個人所有の土地をPB社に譲渡した。土地の譲渡等に関する資料等が以下のとおりである場合、この土地の譲渡に係る露木さんの平成29年分の所得税および住民税の合計額として、正しいものはどれか。なお、この土地は露木さんの居住の用に供されたことはない。また、解答に当たっては、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

取得に関する資料	取得年月	平成10年7月
	取得費	2,600万円
譲渡に関する資料	譲渡年月	平成29年10月
	譲渡価額	2,900万円
	譲渡時の時価	6,400万円
	譲渡費用	140万円
譲渡所得に係る税率	所得税	15%
	住民税	5%

1. 732万円
2. 672万円
3. 92万円
4. 32万円

## (問題47)

(設問B) (問題46) の場合における、PB社の法人税法上の取扱いに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. PB社における土地の取得価額は、露木さんの土地の取得費2,600万円である。
2. PB社における土地の取得価額は、購入価額である2,900万円である。
3. PB社における土地の取得価額は、購入時の時価である6,400万円の2分の1に相当する3,200万円である。
4. PB社における土地の取得価額は、購入時の時価である6,400万円である。

## 問 2 1

法人が契約した生命保険に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題 4 8)

(設問A) 村瀬さんは株式会社RCの代表取締役を務めていたが、平成29年3月18日に不慮の事故により死亡した。RC社が平成29年5月に以下のような生命保険の死亡保険金の受領および退職金の支給を行った場合に、RC社の当事業年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)の法人税における課税所得の金額の計算上、減少する所得金額として、正しいものはどれか。

① RC社が受け取った村瀬さんを被保険者とする生命保険の死亡保険金	5,000万円
② 死亡保険金受取時の貸借対照表上の保険積立金	6,000万円
※この金額のうち①の生命保険に係るものはない。	
③ RC社が村瀬さんの遺族に支給した死亡退職一時金	10,000万円
※村瀬さんに対する退職一時金の税務上の適正額は7,000万円である。	

1. 2,000万円
2. 5,000万円
3. 8,000万円
4. 10,000万円

## 問 2 2

以下の日用品の販売チェーンを営むP C株式会社（毎期3月末日を期末日とする1年決算会社）の財務諸表に基づき、以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、問題の性質上、財務諸表の一部を空欄にしています。

貸借対照表

(単位：百万円)

勘定科目	前期末	当期末	勘定科目	前期末	当期末
[資産の部]			[負債の部]		
現金預金	1,500	1,550	買掛金	300	350
商品	400	500	短期借入金	1,300	1,650
流動資産合計	1,900	2,050	流動負債合計	1,600	2,000
建物	500	750	長期借入金	1,400	1,450
什器備品	100	200	固定負債合計	1,400	1,450
土地	1,500	1,800	負債合計	3,000	3,450
固定資産合計	2,100	2,750	[純資産の部]		
			資本金	700	700
			利益剰余金	300	650
			純資産合計	1,000	1,350
資産合計	4,000	4,800	負債・純資産合計	4,000	4,800

損益計算書

(単位：百万円)

勘定科目	前期	当期
売上高	3,350	4,000
売上原価		
期首商品棚卸高	320	(ア)
当期商品仕入高	2,080	2,550
計	2,400	2,950
期末商品棚卸高	(イ)	(イ)
売上総利益	(イ)	(イ)
販売費および一般管理費	550	700
営業利益	800	850

## (問題 4 9)

(設問A) 財務諸表の空欄 (ア)、(イ) にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

1. (ア) 320 (イ) 400
2. (ア) 400 (イ) 500
3. (ア) 320 (イ) 500
4. (ア) 500 (イ) 400

(問題50)

(設問B) P C社の財務諸表から読み取れる次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 自己資本比率は、前期に比べて上昇している。
2. 売上高営業利益率は、前期に比べて低下している。
3. 流動比率は、前期に比べて低下している。
4. 固定長期適合率は、前期に比べて低下している。